

	新基準（現行基準に追加）		（参考）現行基準	
周波数	920.5–923.5MHz	920.5–925.1MHz	920.5–923.5MHz	920.5–928.1MHz
占有周波数帯幅	200kHz		200kHz×n (n=1~5)	
空中線電力	現行基準と同じ		20mW以下（13dBm）	
空中線利得	現行基準と同じ		3dBi以下	
周波数共用方式	TDMA（LDC）	周波数ホッピング（FH）	キャリアセンス	
キャリア毎の受信時間	—	—	5ms以上	128μs~5ms
送信時間	4s以内	—※1	4s以内	400ms以内
休止時間	50ms以上※2	—※1	50ms以上	2ms以上
送信時間の総和 （無線設備あたり）	36s/h以下 （Duty1%）	720s/h以下 （Duty20%） （925.1MHz以上の無線チャネルを使用した時間も含む）	—	360s/h以下 （Duty10%） （複数の無線チャネルを切り替えて使用する場合に限り、720s/h以下）
送信時間の総和 （チャネルあたり）	—	36s/h以下 （Duty1%）	—	360s/h以下
ホッピングチャネル数	—	規定しない	—	—
ホッピング周波数 滞留時間	—	※3	—	—

※1 ホッピング周波数滞留時間を規定。

※2 4s以内の再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）の場合は特定の休止時間は不要。

※3 以下を条件とする。

「特定の周波数の電波を発射してから0.4s以内にその発射を停止し、かつ、当該停止から4sの間を経過するまでの間は同一周波数の電波の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を発射してから0.4s以内に同一周波数の電波による再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、送信休止時間を設けずに送信を行うことができる。」